

基本協約締結拒否中労委完全勝利！ 会社は再審査申立を取り下げ

10月1日、会社は係争中であった中央労働委員会の基本協約締結拒否事件の再申立を取り下げました。これにより、東京都労働委員会が下した不当労働行為の救済命令が確定しました。

会社はこの間、J R 東海労が主任レポートに反対していたことを口実に、「新人事・賃金制度の根幹を否定していた」等と言いがかりをつけ、基本協約の締結を拒否していました。会社は、この言い分が中労委に認められないと判断したのか、会社は本年度の基本協約締結を契機に中労委の再申立を取り下げたのです。会社は『勤労情報』で、J R 東海労が屈服したかのような表現で記載していますが、逆に頼みの第三者機関にも見捨てられてしまい、中労委の不当労働行為認定が出される前に（大恥をかく前に）再申立を取り下げたと考えられます。

都労委および中労委での争点は、①主任レポートは新人事・賃金制度の根幹をなすものなのか、②新人事・賃金制度等の団交において主任レポートの提案・議論は行ったのか、③就業規則適用により J R 東海労組合員の不利益扱いが無かったのか、などです。会社はこれらの争点について、J R 東海労の主張により何ら反論できず、私たちの主張が全面的に採用されたのです。

全組合員の皆さん、この間会社が行ってきた行為は、誰が見ても不当とわかる行為です。今後も堂々と、正しい道を突き進もうではありませんか。中労委完全勝利に向けて共に闘った全組合員の皆さんに心から感謝申し上げます。

またも会社の不当労働行為が確定！